

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定	二
4	その他	二
三	協定の実施のための国内措置	二

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、スウェーデン王国との間で社会保障に関する協定を締結するため、平成二十三年（二十一年）十月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成三十一年（二十九年）四月十一日にストックホルムにおいて、日本側在スウェーデン廣木大使とスウェーデン側ストランドヘル社会保障大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と併せて計算することができるようにすることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

(1) 「一方の締約国」、「他方の締約国」、「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」及び「給付」の用語の定義について定めるとともに、この協定上定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする旨定める（第一条）。

(2) この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、スウェーデンについては、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺児手当に関する法令並びにこれらの法令に係る社会保障の保険料に関する法令について適用する旨定める（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する旨定める（第六条）。
- (2) ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に他方の締約国において就労する場合には、一方の締約国の法令のみを適用する旨定める（第七条）。
- (3) 船舶又は航空機において就労する者、公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。
- (4) 両締約国の権限のある当局等は、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができる旨定める（第十条）。

3 保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定

- (1) 一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること等を定める（第十三条、第十四条及び第十七条）。

- (2) 給付の額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給すること等を定める（第十六条及び第十八条）。

4 その他

一方の締約国に通常居住する協定の適用を受ける者と当該一方の締約国の国民との間の待遇の平等（第四条）、給付に関する両締約国の領域の同等の取扱い（第五条）、協定の実施のために必要な協力（十九条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第二十条）、使用言語（第二十一条）、個人情報伝達及び秘密性（第二十二条）、他方の締約国の法令に基づく申請等の受理（第二十三条）、給付の支払における通貨（第二十四条）、協定の解釈等についての意見の相違の解決（第二十五条）、協定の効力発生に当たっての経過措置（第二十七条）、協定の効力発生手続（第二十八条）、協定の終了手続及び協定の下で取得された給付に関する権利の維持（第二十九条）等について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。